

京都大学事務本部分課規程等の一部を改正する規程

第一条 京都大学事務本部分課規程（平成十七年九月十五日総長裁定）を次のように改正する。

第二十一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を削り、同条第十号中「研究協力及び国際交流に関する事務で」を「研究・国際部の所掌事務で産学官連携課、」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二（産学官連携課）  
第一 産学官連携事務官連携課に於いては、次の事務をつかさどる。

一 産学官連携事務官連携課に於いて、及び連絡調整すること。

二 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに關すること。

三 発明の特許権等の知的財産に關すること。

四 国際イノベーションシヨンの機構に關すること。

五 その他産学官連携に關する事務で他に属しないこと。

第二条 京都大学事務分掌規程（平成十七年九月十五日総長裁定）を次のように改正する。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二（産学官連携課）  
第一 産学官連携企画掛に於いては、次の事務をつかさどる。

一 産学官連携事務官連携課に於いて、及び連絡調整に關すること。

二 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに關すること。

三 産学官連携課の所掌の事務のうち、他に属しないこと。

四 財企画掛に於いては、次の事務をつかさどる。

一 発明の特許権等の知的財産に關すること。

二 その他国際イノベーションシヨンの機構に關すること。

三 その他国際イノベーションシヨンの機構に關すること。

三 別表「京都大学の印の項中「平成十七年六月九日総長裁定）」を「研究・国際部産学官連携課長」に改める。

この規程は、平成十七年十月一日から施行する。